## 4 実績報告時に必要な支払い関係書類一覧

実績報告時には、助成事業に係る全ての契約・支払い関係について、以下の一連の書類を確認します。支払いの事実があっても、以下の書類に1点でも不足がある場合は、助成金の対象にできなくなりますので、ご注意ください。

1		書類	留意事項	
	1	見積書	小間料	個別の見積りではなく「出展要項」(主催者発行の日本語表記) が必須
			小間料以外	税込 30 万円未満の契約は、省略可
				税込 30 万円以上の契約は、必須
	2	契約書	小間料	「申込書」と「申込請書」が必須 ※「申込書」は提出前にコピーを取っておくこと
				税込30万円未満の契約は、省略可
			小間料以外	税込30万円以上の契約は、「契約書」又は「発注書+注文請書」が必須 ※「契約書」は、双方の押印が必須 ※「発注書+注文請書」の場合には、発行権者の記名(氏名欄は自筆に限る)がある場合、押印の省略可
	3	納品書	リアル展示会小間料	当日配布の会場マップ等
			オンライン出展料 	開催期間中に取得した出展サイトのスクリーンショットの出力紙
			小間料以外	金額に関わらず、「納品書」必須 ※ 業務委託契約の場合は、「業務完了報告書」でも可
	4	請求書	金額に関わらず、「請求書」必須	
			※発行元の押印が必須         ※発行元の記名があれば押印の省略可	
	5	振込控え	金融機関の窓口振込	「振込依頼票 (控え)」
			ATM (現金自動預払い機)	ATMから発行される「伝票」 ※ 現金ではなく口座引き落としで振り込むこと
			インターネットバンキング	振込画面(又は振込履歴画面)の出力紙
	6	通帳	通帳の表紙と該当の記帳	ページ(「請求書」「振込控え」と合致した取引内容であることを確認)
			・当座の場合は「当座勘定照合表」	
			・通帳等を発行しない金融機関の場合は「入出金明細表」で確認	
	7	その他	・現金による支払い(粉	込10万円未満の請求に限り認める場合がある)の場合は、明細のわかる「納
			品書」「請求書」及び「領収書」	
			・所得税の源泉徴収をした場合は、納付が確認できる金融機関印のある「領収証書」	
			・ポイント付与制度がある場合は、該当する取引に対するポイント付与の有無及びポイント数 が確認できる資料	
			3 1440 1 2 0 3411	

記名 (=①社名・②住所・③役職・④代表者氏名・⑤電話番号等の連絡先、の記載が必須) のみの帳票を提出する場合は、必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。